

利益相反マネジメント

産学官連携活動を行う上で教職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、または特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことです。しかしながら、真理の探究を目的とした研究を行い、高等教育を行う大学と、営利の追求を目的とした活動を行う企業とは、その基本的な性格・役割を異にすることから、産学官連携活動を行うにあたり教職員等が企業等との関係で有する利益・責務と大学における責任とが衝突する状況が生じ得ます。これが利益相反と呼ばれる状況であり、適切な対応を怠れば、教職員等及び本学の社会的信頼が損なわれ、結果として産学官連携活動はもとより、本学の本来の使命である教育・研究活動も阻害されることになります。

よって、適切に利益相反マネジメントを実施することにより、教職員等は安心して教育・研究活動、産学官連携活動に取り組むことができ、その持続的な発展を図ることができます。

また、厚生労働省から、平成22年度以降、利益相反マネジメントを実施していない機関には厚生労働科学研究費補助金を交付しないとの指針が発表され、本学でも厚生労働科学研究用のマネジメントを実施しています。

企業等との利害関係について

- ①あなたは、ある企業の公開株式（ストックオプションを含む）の5パーセント以上を保有したことがありますか？
- ②あなたは、ある企業の未公開株（ストックオプションを含む）を保有したことがありますか？
- ③あなたは、ある企業の公開株式（但し、5パーセント以上を保有したことがある企業に限る）、または未公開株（ストックオプションを含む）を売却したことがありますか？
- ④あなたは、ある企業等（企業以外の団体・法人を含む）から、あなた個人保有の知的財産権又は研究成果有体物に関する収入を得たことがありますか？
- ⑤あなたは、1つの企業（又は団体・法人）から、年間100万円以上（源泉徴収税額等控除前の支払金額）の兼業報酬を得たことがありますか？
- ⑥あなたは、ある企業（又は団体・法人）の役員等（役職は問わない）に就任したことがありますか？
- ⑦あなたは、ある企業（又は団体・法人）から、個人的にその他の金品等を得たことがありますか？

**該当する場合は、利益相反マネジメントが
必要となる可能性があります！**

平成24年4月
大阪大学利益相反管理委員会

1. 利益相反マネジメントの趣旨

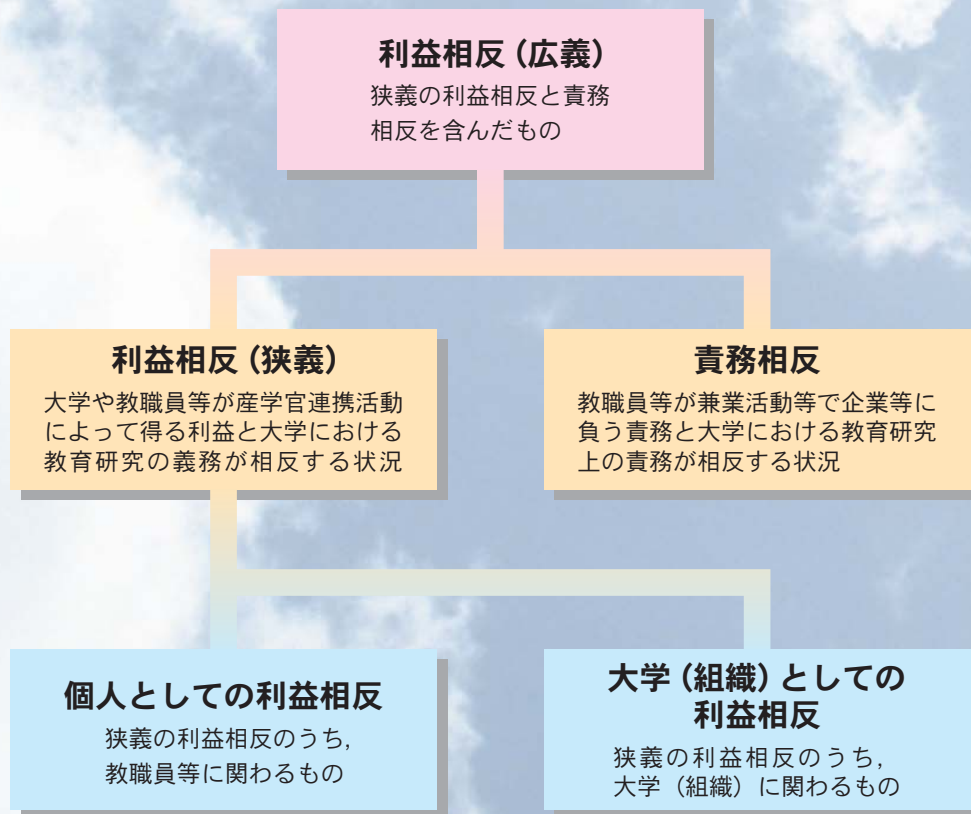
産学官連携が進むと、技術移転の推進や兼業の規制緩和等により民間企業と大学・教職員等との関係について、利益相反（教職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。）が生じることは不可避です。利益相反に絶対的基準はなく、社会的にどう映るかが問題であり、社会に対しての説明責任や透明性が必要です。

利益相反マネジメントは産学官連携活動を進めている教職員等を支え、その能力が最大限に発揮できるような環境を作り、大学自らのインテグリティ（社会的信頼）を確保しつつ、社会への説明責任を十分に果たすことにより、産学官連携の推進に伴う懸念を払拭していくことを目的とします。

そこで、大阪大学では大阪大学利益相反ポリシー、利益相反管理規程を定め、教職員等の利益相反を適切に管理し、教職員等の不利益の防止を図ることを目的として、利益相反マネジメントを実施します。

2. 利益相反の定義

産学官連携の推進に伴い生ずる利益相反とは、大学の教職員等や大学自身が外部から得る経済的利益と大学における教育・研究上の責任が衝突する状況のことで、以下のように利益相反を定義しています。大阪大学では狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反マネジメントの対象とします。



3. 利益相反による問題が生じる事例

事例として以下のようなものが考えられます。

事例1 兼業と責務相反

A大学のB教授は、C社で技術指導を目的とした有償の兼業を行っている。C社の依頼に応じ、毎週水曜日の午後に兼業をすることにして、A大学から兼業許可を受けていたが、次第に兼業の曜日を変更することがしばしば起こるようになった。その際、B教授は、兼業を優先させ、講義の休講、教授会や委員会を欠席するようになった。

事例2 研究室をインキュベータとして使用している例

D大学のE教授は、自身の研究成果をもとに、登記上の本社を大学の所在地にして、研究成果活用型ベンチャー企業F社を設立した。E教授は兼業許可を受け、F社の取締役役に就任しその業務に従事することになった。

E教授は、インキュベータとして利用しやすいとして、D大学の自身の研究室をF社の事業活動に使うようになった。商品の受注等の電話は、E教授の研究室にかかって来るようになり、E教授不在の場合、研究室の学生が対応している。科学研究費補助金で購入し、研究室に設置してある装置についても、F社が使うことが多くなっていた。

事例3 ベンチャー企業と研究成果の実用化のための共同研究

G大学のH教授は、自身の研究成果をもとにベンチャー企業I社を設立し、兼業許可を受け、社長に就任した。I社は、G大学に対し、H教授を指名して共同研究を申込み、G大学のラボで共同研究を開始した。I社の研究員はH教授しかおらず、共同研究におけるI社側の研究代表者もH教授が務めることとされている。このため、H教授がG大学とI社のどちらの立場で研究を行っているのか判断がつかない状態に陥っていた。

事例4 リエゾン担当者によるベンチャー支援と利益相反

J大学のK教授は、自身の研究成果をもとにベンチャー企業を創業することを考え、リエゾンオフィスのLに相談した。K教授はM社を設立し、役員を兼業した。また、Lもリエゾン担当の立場から、M社を積極的に応援したいとして、支援だけでなく、出資にも応じた。M社は、J大学との共同研究を望み、共同研究が始まった。当該共同研究の成果として、知的財産権が生じたが、知財委員会では、Lの主張により、当該知財はM社へ技術移転されることになった。

事例5 物品や試料などの購入

N大学のO教授は、O教授個人が持っている特許権について、企業Pとライセンス契約を締結し、ロイヤリティ収入を得ている。O教授は大型の科学研究費補助金を申請・採択され、大規模な実証実験を行うことになった。そこでO教授は、実験に必要な装置を購入するための機種選定委員会委員となり、研究上必要と思われる詳細な仕様を提案した。P社の製品はこれらの条件を満たしており、結果的にN大学はP社の装置を購入することとなった。

4. Q & A

Q 1. 利益相反自己申告書は提出しなければならないのですか？

A 1. 「自己申告書（第一次）」は、配付された教職員全員が必ず提出して下さい。「自己申告書（第一次）」の内容を審査し、詳細な調査が必要な教職員等に「自己申告書（第二次）」を配付しますので、配付された教職員は必ず提出して下さい。また、適切なマネジメントを実施するために、必要があれば、当該教職員等に個別にヒアリングを行います。

Q 2. 利益相反の状況に問題がある場合、どのような措置がとられるのですか？

A 2. 大学として必要があれば、利益相反管理委員会は関係する当該教職員等に対し、改善勧告等を行い、状況を観察します。

Q 3. 利益相反に関する改善勧告等に不服がある場合、どのような対応ができますか？また、改善勧告等を無視した場合、罰則があるのですか？

A 3. 不服がある場合、再審査請求書を提出することにより、利益相反管理委員会に再審査を求めることができます。再審査請求があったときは、利益相反管理委員会は再審査を行い、再審査の結果、改善が必要であると判断した場合は総長に報告し、総長が改善が必要であると認めたときは、改善を命じます。万が一、総長の決定に従わず、規則に反する行為があった場合、処分されることがあります。

Q 4. 利益相反の状況が心配になった場合、事前相談はできますか？

A 4. 利益相反相談室による相談を受けることができます。利益相反相談の申込みは随時受け付けています。相談シートをホームページ (<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/iinkai/coi>) よりダウンロードし、必要事項を記載して利益相反相談室に申込みをして下さい。

大阪大学利益相反相談室（研究推進部産学連携課内）

E-mail : coi-adviser@ml.office.osaka-u.ac.jp

電 話 : 06-6879-4025

Q 5. 厚生労働科学研究費補助金を申請したいのですが、利益相反マネジメントについてはどうすればよいのですか？

A 5. 申請時に大学に厚生労働科学研究用の利益相反マネジメント自己申告書を提出する必要があります。詳細・様式のダウンロードは下記ホームページをご覧ください。

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/iinkai/coi/coi_10

＜個人情報について＞個人情報の保護には十分に留意します。また、利益相反管理規程第22条の規定により、管理委員会及び専門委員会の委員並びに利益相反アドバイザー、担当事務職員は、職務上知り得た情報についての守秘義務を課せられております。